

令和5年5月8日

保護者の皆様へ

徳島県立池田高等学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う
学校における対応について（お知らせ）

日頃より本校の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、文部科学省及び徳島県教育委員会より、令和5年5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に関する考え方について通知がありました。

つきましては、その内容を踏まえ、次のとおり学校運営を行って参りますので、御理解、御協力をお願いいたします。

1 感染が確認された場合の出席停止等の取扱い

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間は、

（有症状）「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

（無症状）「検体を採取した日から5日を経過するまで」

※発症した日、症状が軽快した日、検体を採取した日をそれぞれ0日と考える。

を基準とします。

※出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、可能な限りマスクを着用してください。

※感染が確認されておらず、発熱等の風邪症状で欠席する場合は、原則欠席扱いとなります。また、登校後、発熱等の症状が見られる場合は、帰宅指導となり欠課扱いとなります。発熱等の症状が見られる場合は、無理をせず、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。

2 従来の濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われませんので、

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した者
- ・新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、直ちに出席停止の対象とはなりません。状況を学校まで御連絡ください。

3 学校における基本的な感染対策

○家庭との連携による生徒の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等の基本的な感染対策は継続して実施します。

○その他、地域の感染状況により適切な感染対策を実施します。